

119 弁護士法案請議

[明治二十四年十二月]

士トス

地方裁判所所属ノ弁護士ハ其人員ヲ定メス大審院所属ノ弁護士ハ司法大臣其人員ヲ定ム

第三条 弁護士タラント欲スル者ハ左ノ条件ヲ具フルコトヲ要ス

第一 日本国民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル男子タルコト

第二 弁護士試験規則ニ依リ二回ノ試験ニ及第シタルコト

第四条 弁護士試験ハ第一回ニ於テ学識ヲ試験シ第二回ニ於テ実務ヲ試験ス

試験及実務修習ニ関スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五条 帝国大学法律科卒業生、旧東京大学法学部卒業生、司法省旧法学校正則部卒業生及司法官試補タリシ者ニシテ弁護士ト為ルニハ第一回ノ試験ヲ要セス

ナリト思料スルヲ以テ曩ニ提出シタル法案ニ修正ヲ加ヘ更ニ弁護士法案ヲ草シ候依テ別冊法律案ヲ添付シ閣議ヲ請ヒ候也

明治廿四年十月廿九日 司法大臣子爵 田中不二麻呂 内閣総理大臣伯爵 松方正義殿

内閣総理大臣伯爵 松方正義殿

(表紙) (朱書) (司法省参民第一四〇六号附属)

弁護士法案

弁護士法(案)

第一章 弁護士ノ資格及職務

第一条 弁護士ハ当事者ノ委任ヲ受ケ又ハ裁判所ノ命令ニ従ヒ

通常裁判所ニ於テ法律ニ定メタル職務ヲ行フモノトス

第二条 弁護士ヲ分テ地方裁判所所属弁護士及大審院所属弁護

第六条 左ニ掲クル者ハ弁護士タルコトヲ得ス

第一 重罪ヲ犯シタル者但シ国事犯ニシテ復権シタルトキハ

此限ニ在ラス

第二 定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタル者

第三 身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者又ハ破産

若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者

第七条 弁護士ノ職務ハ報酬アル公務又ハ商業ト兼ヌルコトヲ

得ス但シ帝国議會議員、府県会常置委員、官公私立学校ノ

長若クハ教員タルコト又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務

ヲ取扱フコトハ此限ニ在ラス

第二章 弁護士名簿

第八条 弁護士ノ職務ハ所属裁判所ノ弁護士名簿ニ氏名ヲ登録

シタル者ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第九条 弁護士ノ登録ヲ願フ所属裁判所ニ刑法第百十四条ノ親

族ニ当ル判事アルトキハ登録ヲ許サス

第十条 弁護士名簿ニ登録ヲ願フ者ハ其所属裁判所ノ検事局ヲ

經由シテ司法大臣ニ願書ヲ差出ス可シ

登録願書ニハ第三条乃至第七条ノ事項ニ関スル証明書ヲ添フ

可シ

第十一条 大審院所属ノ弁護士ハ同院所属ノ弁護士ヲシテ地方

裁判所所属ノ弁護士中ヨリ補充スヘキ人員ニ倍スル候補者ヲ

選挙セシメ其候補者中ヨリ司法大臣之ヲ指定ス

選挙ニ関スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第十二条 登録願ノ許可ヲ得タル者ハ登録手数料トシテ金ニ拾

円ヲ納ム可シ

他ノ裁判所ニ登録換ヲ為ストキハ手数料トシテ金拾円ヲ納ム

可シ

第十三条 登録ニ関スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第三章 弁護士ノ権利及義務

第十四条 地方裁判所所属ノ弁護士ハ其所属ノ地方裁判所管内

及ヒ管轄控訴院ニ於テ其職務ヲ行フモノトス但所属地方裁判

所長ノ認可ヲ受ケタル事件ニ付テハ管轄控訴院管内ニ限り職

務ヲ行フコトヲ得

大審院所属ノ弁護士ハ大審院ニ於テ其職務ヲ行フモノトス但
シ大審院長ノ認可ヲ受ケタル事件ニ付テハ他ノ裁判所ニ於テ
職務ヲ行フコトヲ得

(貼紙)

〔本条ノ規定ハ特別法ニ依リ弁護士ノ特別裁判所ニ於テ訴訟
代理ヲ為スコトヲ妨ケス〕

第十五条 弁護士ハ第一回試験及第者ヲシテ実務修習ノ為メ法

廷ニ於テ其職務ヲ補助セシムルコトヲ得

第十六条 地方裁判所ノ弁護士不足スル場合ニ於テハ其裁判所

ハ職権ヲ以テ又ハ申立ニ依リ近隣ノ地方裁判所所属ノ弁護士

ヲシテ職務ヲ行ハシメ又ハ其職務ヲ行フヲ許可スル〔コトヲ〕
(加筆・朱書)

得

第十七条 弁護士ハ左ニ掲ケル訴訟事件ニ付キ其職務ヲ行フコ

トヲ得ス

第一 弁護士ノ職ヲ瀆スニ至ルヘキ事件

第二 相手方ノ協議又ハ委任ヲ受ケタル事件

第三 判事検事奉職中取扱ヒタル事件

第四 仲裁人ト為リテ取扱ヒタル事件

第十八条 弁護士ハ訴訟利益ノ幾部ヲ受クヘキ契約ヲ為シ又ハ

係争権利ヲ買受クルコトヲ得ス

第十九条 弁護士ハ訴訟事件ノ委任ヲ承諾セサルトキハ速ニ其

旨ヲ委任者ニ通告ス可シ若シ通告ヲ怠リタルトキハ之カ為メ

生シタル損害ノ責ニ任ス

第二十条 弁護士ハ所属裁判所又ハ其管内区裁判所所在ノ地ニ

事務所ヲ定メ之ヲ所属裁判所ニ届出ツ可シ

一週日以上其事務所ヲ離ル、トキモ亦届出ツ可シ

第二十一条 弁護士ハ其職務上ヨリ生スル賠償及過料ニ充ツル為メ弁護士会則ニ定ムル所ニ従ヒ二百円以上ノ保証金ヲ其弁護士会ニ預ク可シ

第四章 弁護士会

第二十二条 大審院所属ノ弁護士及各地方裁判所所属ノ弁護士ハ各別ニ弁護士会ヲ設立ス可シ

第二十三条 大審院弁護士会ハ検事総長ノ監督ヲ受ケ地方裁判所弁護士会ハ検事正ノ監督ヲ受ケ

第二十四条 弁護士会ニ会長ヲ置ク又副会長ヲ置クコトヲ得

第二十五条 弁護士会ハ毎年定期總會ヲ開ク又臨時總會ヲ開クコトヲ得

第二十六条 弁護士会ハ便宜ニ依リ常議員ヲ置クコトヲ得但シ會員三十人以上アル弁護士会ニ於テハ之ヲ置クコトヲ要ス

第二十七条 各弁護士会ハ其会則ヲ定メ監督検事ヲ經由シテ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第二十八条 弁護士会則ニハ会長副会長ノ選挙及其職務、總會、常議員会及其議事、保証金、謝金ニ関スル規程、弁護士ノ風紀ヲ保持スル規程其他会務ノ処理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ

第二十九条 会長、副会長及常議員選挙ノ結果、總會及常議員会開会ノ日時場所及議題ハ弁護士会ヨリ之ヲ監督検事ニ届出ツ可シ

第三十条 弁護士会ニ於テハ弁護士会會則ノ制定改正実行其他

弁護士ニ関スル事項及司法大臣ヨリ諮問シタル事項ノ外議スルコトヲ得ス

第三十一条 監督検事ハ何時ニテモ弁護士会ノ会場ニ臨席シ又ハ會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十二条 弁護士会ノ行為ニシテ法律命令及^(採消)〔七〕_(採消) 弁護士会則ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ之ヲ無効トシ又ハ禁止スルコトヲ得

第五章 懲戒

第三十三条 弁護士ニシテ職務上ノ義務ニ違背シ又ハ信用ヲ失フヘキ所為アルトキハ会長ハ常議員会又ハ總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムル為メ監督検事ニ申告ス可シ

検事正ハ会長ノ申告ニ依リ又ハ職權ヲ以テ懲戒訴追ヲ検事長ニ請求ス可シ

第三十四条 地方裁判所弁護士会ノ會員ニ對スル懲戒事件ニ付テハ管轄控訴院ニ於テ懲戒裁判所ヲ開キ大審院弁護士會員ニ對スル懲戒事件ニ付テハ大審院ニ於テ懲戒裁判所ヲ開ク可シ

第三十五条 懲戒罰ハ左ノ四種トス

第一 譴責

第二 二百円以下ノ過料但シ裁判確定ヨリ三十日内ニ納完セシム若シ期限内ニ納完セサルトキハ之ヲ納完スルマテ当然其職務ヲ停止ス

第三 一年以下ノ停職

第四 除名

第三十六条 懲戒処分ニ付テハ判事懲戒法ノ規則ヲ準用ス

附則

第三十七条 現在ノ代言人ハ本法施行三十日前ニ弁護士名簿ニ

登録ヲ願フトキハ試験ヲ要セスシテ弁護士タルコトヲ得

第三十八条 大審院所属ノ弁護士ハ本法施行ノ際ニ限り大審院

總會ノ意見ヲ聴キ志願人中ヨリ司法大臣之ヲ(抹消)選名(加筆)指定ス

第三十九条 現在ノ代言人本法施行前ニ委任ヲ受ケタル事件ニ

付テハ其判決ニ至ルマテ所属ニ拘ハラズ職務ヲ行フコトヲ得

第四十条 本法ハ明治二十五年十月一日ヨリ施行ス

明治十三年司法省甲第一号布達代言人規則ハ本法施行ノ日ヨ

リ廃止ス

司法省往第六六号

嚮ニ司法大臣ヨリ提出セラレ候弁護士法案ニ付テハ予テ御協議

済ノ通別冊修正案差進候条前日提出ノ分ト御引換相成度候也

明治二十四年十一月十四日

司法省総務局長 三好退蔵

法制局長官 尾崎三良殿

弁護士法案説明書

裁判所構成法ニ依レハ判事(抹消)又ハ(加筆)検事トスル者ハ第一

回試験ニ及第シタル後実務ヲ修習シ第二回ノ試験ヲ経サルヘカ

ラス(第五十八條第六十二條)又判事ニ任セラレテヨリ五年ヲ

経ルニ非サレハ控訴院判事ニ補セラル、ヲ得ス(第六十九條)

(抹消)現行代言人規則ニ依レハ試験ニ及第シタル者ハ直チニ代言免

許ヲ受クルコトヲ得(第二條)裁判所構成法ニ依レハ五年以上

弁護士タルトキハ控訴院判事ニ任セラル、ヲ得ヘシ(第六十九

條)故ニ司法官試験補ヨリ入ル者ト代言人ヨリ入ル者トノ間ニ不

権衡ヲ生スルニ至レリ)

現今代言免許ノ効力ハ一ケ年ニ限り期満チテ引続願ヲ為サ、ル

者ハ其資格ヲ失ヒ更ニ試験ヲ経ルニ非サレハ業ヲ執ルヲ得ス

(代言人規則第七條乃至第九條)斯ノ如ク試験及第ノ効力ヲ一

ケ年ニ限り偶々引続願ヲ為サ、ルトキハ忽チ代言人タルノ資格

ヲ失ハシムルハ妥当ナラサルモノアリ

現制ニ依レハ代言人ハ自由ニ各裁判所ニ出入スルヲ得ルカ故ニ

實際不便アルヲ免カレス例ハ東京代言人ノ如キ各地ヨリ依頼ヲ

受ケ東西ニ旅行スルヲ常トシ又各地代言人ハ上告ノ為メ遠ク大

審院ニ出頭スルノ風習ナルヲ以テ為メニ訴訟ノ延滞ヲ来タスコ

ト少カラス是レ代言人行職ノ範圍制限ナキノ(抹消)因(加筆)由(朱書)テ致ス所

ナリ

以上現行代言人規則ノ不都合ナル一端ヲ挙ルニ止マル亦以テ其

改正ノ必要ヲ知ルニ足ルヘシ是レ此法案ヲ提出スルノ止ムヲ得

サル所以ナリ

第一条

弁護士ハ一般ニ当事者ノ委任ヲ受ケ自由ニ其職務ヲ行フモノナ

レトモ法律ニ定メタル場合ニ於テハ裁判所ノ命令ニ従ヒ其職務

ヲ行フノ義務アリ即チ重罪犯人ノ弁護ヲ為シ及ヒ無資力者ノ訴

訟代理ヲ為ス是ナリ

裁判所構成法第一条ニ区裁判所、地方裁判所、控訴院及大審院

ヲ通常裁判所ト称セリ弁護士ハ右等ノ裁判所ニ於テ其職務ヲ行
フヲ常トス行政裁判所又ハ軍法會議ノ如キ特別裁判所ニ於ケル
弁護士ノ職務ハ各特別法ノ規定ニ讓ル

第二条

現今代言人ハ皆地方裁判所ニ属スルモノナレトモ此法案ハ新タ
ニ大審院所属弁護士ヲ設ケ弁護士ヲシテ地方裁判所及ヒ大審院
ニ分属セシメ別ニ控訴院所属ノ弁護士ヲ設ケス控訴院ニ於ケル
弁護士ノ職務ハ地方裁判所弁護士ヲシテ之ヲ行ハシムルモノト
ス(抹消)(加筆・朱書)
ス(第十(三)(四)条)

控訴院弁護士ヲ設ケサル所以ハ他ナシ若シ地方裁判所弁護士ノ
外控訴院弁護士ヲ設ケ行職ノ範圍ヲ限ルトキハ其範圍狹隘ニ失
スルノミナラス依頼人ニ於テ不便ヲ感スル知ルヘシ又行職ノ範
圍ヲ限ラサルトキハ裁判所ノ階級ニ準シ漫ニ三種ノ弁護士ヲ設
クルニ過キスシテ徒法ニ属セシ故ニ地方裁判所弁護士ノ外唯大
審院弁護士ヲ設ク

大審院ハ最高等ノ裁判所ナルカ故ニ大審院所属ノ弁護士ハ学識
経験共ニ具ハリ品行端正ニシテ最秀抜ノ輩ヲラサルヘカラス然
レトモ目下ノ事情ハ一定ノ標準ニ依リ法律ヲ以テ大審院弁護士
トナルノ条件ヲ定ムルヲ許サス故ニ大審院弁護士ハ司法大臣ニ
於テ之ヲ指名スルモノトセリ然レトモ司法大臣ニ於テ現在代言
人ノ優劣ヲ甄別スルハ難事ニ属スルヲ以テ本法実施ノ際初テ大
審院弁護士会ヲ構成スルニ当テハ司法大臣大審院總會ノ意見ヲ
聴キ所属弁護士ヲ指名スルコト、為セリ(抹消)(附則第三十六)(第三
十八)条然レトモ一ヒ大審院弁護士会ヲ構成シタル以上ハ大審

院弁護士ヲシテ候補者ヲ選挙セシムルモノトス何トナレハ学識
経験及ヒ品行ノ三点ニ就キ最モ適當ナル弁護士ヲ鑑識スルハ同
業者ニ若クモノ無キヲ以テナリ(第十(二)条)(加筆・朱書)
地方裁判所々属ノ弁護士ハ其員数ヲ限ラサルハ後進ノ輩就職ノ
道ヲ広フスルナリ然レトモ大審院所属ノ弁護士ハ最榮譽アル職
ニシテ既ニ秀抜ノ輩ヲ選定スルモノナレハ其員数ヲ定メ更ニ其
品位ヲ高尚ニスルヲ要ス

第三条

弁護士ハ重要ナル司法機關ノ一ナルカ故ニ其職務ハ国民ノ特權
ニシテ外国人ハ之ヲ行フコトヲ得ス又弁護士ノ職務ハ委任者ノ
利害ニ関スルコト大ナルカ故ニ未成年者其他民法上ノ無能力者
ヲシテ之ヲ行ハシム可ラス

第四条

(抹消)
〔現制ニ依レハ試験及第者ハ直チニ代言人ト為リ五年ヲ経レハ
控訴院判事ニ任セラル、ヲ得ルヲ以テ司法官試補ヨリ入ル者ト
不權衡ヲ生ス故ニ弁護士ト為ルニハ二回ノ試験即學術ノ試験及
實務修習ノ試験ヲ為スモノト定メタリ〕
従来ノ試験ニ依ルモ試験及第者ニシテ初ヨリ自ラ門戸ヲ張ル者
ハ甚稀ニシテ先ツ先輩ノ事務所ニ入り實務ニ習熟シタル後獨立
スルヲ常トセリ亦以テ實務修習ノ試験ヲ為スノ必要ナルヲ知ル
ヘシ

第五条

第一項ニ列記セル卒業生ハ直チニ司法官試補ト為ル特權ヲ有ス
ルヲ以テ(裁判所構成法第六十五条) 弁護士ト為ルニハ第一回

〔下札4〕

ノ試験ヲ要セサルナリ司法官試補タリシ者ニ第一回ノ試験ヲ要セサルハ司法官登用試験ニ及第シ試補ニ任セラレタル者試補ノ年期中ニ弁護士ト為ル場合ヲ謂フナリ

判事検事タル資格ヲ有スル者トハ裁判所構成法第五十七条ニ依リ二回ノ試験ニ及第シタル者及同第六十五条ノ三年以上帝国大
学法科教授タル者ヲ謂フナリ

第六条

本条ニ掲クル者ハ判事検事タルヲ得サルカ故ニ弁護士タルコトヲ許サス弁護士ノ職務ハ專業ニシテ他人之ヲ行フヲ得サルモノナレハ委任者ノ信用ニ当ルニ足ルヘキ品行端正ノ人ヲシテ之ヲ行ハシメサルヘカラス

第七条

弁護士ハ司法上必要ナル職務ヲ行フモノナレハ其職務ニ専任セサルヘカラス故ニ普通ノ官吏ト為リ其他繁劇ナル公私ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ許サス且ツ弁護士ノ品位ハ高尚ニセサル可ラサルヲ以テ之ヲシテ商業ヲ兼ネシメサルヲ可トス帝國議員其他但書ニ列記スル職務ハ報酬アリト雖モ固ヨリ榮譽職ニ属シ日々鞅掌スルモノニアラサルヲ以テ之ヲ例外トセリ又一時ノ囑托ヲ受テ官庁ヨリ命セラレタル事務ヲ取扱フカ如キハ別段弁護士ノ職務ニ防ケナキヲ以テ之ヲ制限セス

第八条

地方裁判所及大審院ニ弁護士名簿ヲ備置キ所属弁護士ヲシテ姓名ヲ之ニ登録セシメ以テ弁護士タルノ証ト為シ従前ノ如ク毎年免許状ヲ与フルノ煩ヲ避クルナリ故ニ姓名ヲ名簿ニ登録セサル

者ハ弁護士ノ職務ヲ行フヲ許サス

第九条

弁護士ト其所屬裁判所ノ判事トノ間最近ナル親族ノ關係アルキハ訴訟人ノ嫌疑ヲ來タスノ虞ナシトセス故ニ裁判所ノ信用ヲ保ツ為メ登録ヲ禁スルヲ適當ナリトス

第十条

登録ヲ願フ者ハ登録願書ニ必要ナル証明書ヲ添へ所属裁判所ノ検事局ヲ經テ司法大臣ニ呈出スヘキモノトス其詳細ノ手續ハ別ニ之ヲ定ム(第十三条)

第十一条

大審院ノ弁護士タラントスル者ハ自由ニ登録ヲ求ムルヲ得ス大審院所属弁護士ノ選挙ニ依リ司法大臣ノ指(採選(加筆))ニ当ルヲ要ス然レモ大審院弁護士会ハ今回初テ設立スルモノナレハ其構成ニ付テハ選挙方法ニ依ルヲ得ス故ニ本条ノ規定ハ大審院弁護士ニ欠員ヲ生シタル場合ニ限り適用セラルヘシ

第十二条

現制ニ依レハ代言人ハ金十円ヲ納メ毎年免許状ヲ受ク可キモノナリ若シ期限ヲ誤マルキハ忽チ其資格ヲ失フニ至ル故ニ此ノ不都合ヲ除ク為メ従来ノ免許状ヲ廢シ名簿登録ノ方法ヲ採用シタリ従テ最初ノ登録及登録換ノ節其手数料二十円又八十円ヲ徴収スルモノトセリ

第十四条

現今代言人ハ地方裁判所ニ属スルモノナレモ其職務ノ如キハ全国何レノ地ニ於テモ之ヲ行フヲ得ルモノニシテ其所屬ハ有名無

実ナルカ故ニ往々裁判上ノ期日ヲ守ル能ハサルノ弊アリ故ニ本案ニ於テハ弁護士行職ノ範圍ヲ定メ大審院弁護士ハ専ラ其院ニ於テ職務ヲ行ヒ地方裁判所弁護士ハ各其所属裁判所及ヒ管轄控訴院ニ於テ専ラ職務ヲ行フモノト為セリ

前述ノ如ク弁護士ハ各其所属裁判所ニ於テ専ハラ職務ヲ行フヲ以テ常規トスレトモ其行職ノ制限ニ例外ナキトキハ實際不便ナシトセス故ニ特別ノ事情アルトキハ其所属ニ拘ラス他ノ裁判所ニ於テ職務ヲ行フコトヲ允許セリ然レトモ弁護士ノ不在ニ依リ所属裁判所又ハ大審院ノ審判ヲ延引スルカ如キ不都合ナカラシムル為メ予メ所長又ハ院長ノ認可ヲ受ケシムルモノトス

第十五条

弁護士志願人ニシテ第一回試験ニ及第シタル者ハ第二回ノ試験ヲ受クルマテ実務修習ニ従事セサルヘカラス然レトモ弁護士ノ事務所ニ於テ只訴訟書類ヲ取調ヘ書案ヲ作ルノミニテハ訟廷ノ弁論ニ習熟スヘキニアラス故ニ第一回及第者独立シテ弁論ヲ為スコトハ之ヲ允許セスト雖モ弁護士ト共ニ法廷ニ列席シ弁論ノ幾分ヲ担当スルコトヲ允許シタリ此他実務修習ニ関スル規則ハ司法大臣ニ於テ之ヲ定ムルモノトス(第四条)

第十六条

現今地方裁判所ニ於テ代言人ノ不足スル場合往々之レアリ故ニ近隣ノ地方裁判所々属ノ弁護士ヲシテ職務ヲ行ハシムルコトヲ得ルモノトセリ

第十七条

弁護士ハ一般ニ当事者ノ委任ヲ辞ス可ラスト雖モ若シ委任事件

ノ判断不法ニシテ其職務ヲ瀆スノ恐アルモノナルトキハ之ヲ拒絶スルノ義務アルモノトス例ヘハ偽造証書ニ依リ起訴スヘキ委任ヲ受ケタル場合ノ如シ又弁護士ハ委任者ノ信用ニ依リ職務ヲ行フモノナレバ其委任ヲ受ケタル事件ニ付イテハ嚴ニ秘密ヲ守ルノ義務アリ故ニ原告ノ協議又ハ委任ヲ受ケタル後変シテ被告ノ弁護士ト為ルカ如キコトアルヘカラス其他判事検事奉職中取扱ヒタル事件又ハ仲裁人トシテ取扱ヒタル事件ノ如キモ亦タ然リトス

第十九条

弁護士訴訟事件ノ委任ヲ受ケ等閑ニ附スルトキハ其間ニ於テ訴訟期限又ハ時効ノ經過スルコトナキヲ保セス若シ斯ル場合ニ於テ未タ委任ヲ承諾セザリシトノ口実ヲ設ケ責任ヲ免カル、ヲ得ハ委任者ノ迷惑スル小ナラサルヘシ故ニ弁護士若シ其委任ヲ承諾セサルトキハ速ニ其旨ヲ委任者ニ通告セサルヘカラス、之ニ違フトキハ損害ノ責ヲ辞スルコトヲ得ス

第二十一条

弁護士ハ委任者ノ為メ金額其他有価物ヲ預カルコトアルカ故ニ相当ノ保証金ヲ要スルハ敢テ公証人ト異ナルコトナシ保証金ハ依頼人ヲシテ安心セシメ弁護士ノ信用ヲ厚フスルノ効アルヘシ

第二十二条

代言人組合ハ地方裁判所ノ本庁又ハ支庁ニ設立スルモノニシテ其範圍狹隘ニ失シ代言人ノ数僅少ニシテ組合設立ノ趣旨貫徹セサルヲ免カレス依テ本案ハ各地方裁判所及大審院ノ弁護士ヲシテ各別ニ弁護士会ヲ設立シ風紀ヲ励修シ非行ヲ矯正セシムルモ

ノトセリ或ハ控訴院弁護士会ヲ組織スルモ亦一法ナリト雖トモ
 我国ノ地勢及ヒ各控訴院ノ管轄区域ニ於テ實際不便ナルモノア
 リ故ニ各地方裁判所毎ニ弁護士会ヲ設クルモノトス

第二十三条

弁護士会ノ行為及ヒ弁護士ノ品行ハ検事ヲシテ之ヲ監督セシム
 ルモノトス其監督方法ハ第^(採消)三十八^(加筆・朱書)条ニ規定スル所ニ
 シテ若シ不法ノ行為アルトキハ検事ハ第^(採消)三十九^(加筆・朱書)条ノ
 処分ヲ求ムヘシ又弁護士ノ品行ヲ監督スルノ方法ハ第^(採消)三十二^(加筆・朱書)
 条ニ規定スル所ナリ但シ懲戒訴追ノ權ハ懲戒裁判所檢
 事ニ屬スルモノトス

第二十六条

代言人組合ヲ見ルニ会員ノ数太タ不同ニシテ今法律ヲ以テ一定
 ノ組織ト為スハ目下ノ事情ニ適セス各地ノ状況ニ從ヒ弁護士会
 ノ便宜ニ任スヘシ常議員ヲ設クルカ如キハ東京大阪等会員衆多
 ナル弁護士会ニ適當スヘキモ会員ノ少数ナルトキハ其必要ナカ
 ルヘシ故ニ会員三十人以上ナルトキハ常議員ヲ置クヘキコトヲ
 命シ三十人以下ナルトキハ便宜ニ任スルコト、為セリ

第二十七条

弁護士会ノ組織ニ付テハ法律ヲ以テ一々規定セスシテ弁護士会
 ノ議定ニ任スルコト、為セリ前三条ニ於テハ弁護士会組織ノ綱
 領ト為ルヘキ会長總會及ヒ常議員ヲ表示スルニ止メ會長ノ選舉
 及職務總會ノ開会及議事、常議員ノ定員及職務等ニ付テハ更ニ
 規定スル所ナク拳テ弁護士会ノ定ムル所ニ任カセ司法大臣ノ認
 可ヲ受ケシムルモノトセリ

第三十条

弁護士会ヲ設立スルハ同業者ヲシテ互ニ風紀ヲ勵修シ非行ヲ矯
 正セシムルノ目的ニ外ナラス然ルニ弁護士其權限ヲ超ヘ弁護士
 会設立ノ旨趣ニ悖ルコトナキヲ保セス故ニ弁護士会ノ議決スル
 ヲ得ヘキ事項ヲ明示セリ

第三十七条

本法実施ノ日ニ至レハ旧代言人規則ハ其効ヲ失フカ故ニ現在ノ
 代言人ハ実施前ニ其登録ヲ願ハサルヘカラス然レハ本法実施ノ
 日ニ迫マリ登録ヲ願フコトヲ得ハ東京ノ如キ一時ニ無数ノ登録
 ヲ為スヲ要シ随テ裁判所ノ混雜ヲ生スヘシ故ニ本法実施ノ準備
 トシテ三十日前ニ登録ヲ願ハシムルコト、セリ或ハ免許期尚ホ
 数月日ヲ剩スモノアルモ其免許ノ利益ヲ失ハシムルハ非難スル
 者アルヘシト雖モ代言人規則ヲ廢スルトキハ免許ノ利益ハ同時
 ニ消滅セサルヲ得ス法律改正ノ後旧法ニ依リ利益ヲ享有セシム
 ルノ理ナシ故ニ本条ニ從ヒ登録ヲ願ハサル者ハ弁護士タルノ資
 格ヲ失フモノトス

(朱書)

法制局 付箋

第一条中、

第六条中

第四 本法第三十六条ニ依リ除名ノ処分ヲ受ケタル者

第十三条 弁護士名簿登録ノ許可ヲ拒マレタル場合ニ於テ不服

アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四条修正十五条

特別裁判所ニ於テ職務ヲ行フ弁護士ハ本条制限ヲ受クルノ限ニ在ラス

第三十二条修正三十三条

前項司法大臣ノ処分ニ不服ナルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(松方) 花押 (陸奥) 花押 (樺山) 花押 (高島) 花押 (大木) 花押 (品川) 花押 (榎本) 花押 (田中) 花押 (後藤) 花押

〔下札5〕

本案修正附箋中同意ヲ表シ難キ条項アリ今之ヲ掲記シテ各大臣ノ査閲ヲ勞ス幸ニ鄙見ニ賛成アランコトヲ請フ

第一条 弁護士ハ通常裁判所ニ於テ其職務ヲ行フヲ本職トシ

特別裁判所ニ於テ訴訟代理ヲ為スハ変則ナルヲ以テ「通常」ノ二字ヲ存スルコトヲ要ス

〔下札6〕

第六条第四 除名ノ処分ヲ受ケタル者ハ弁護士タルヲ得サル

コト勿論ナリ故ニ此追加ヲ為スヲ要セス

〔下札7〕

第十三条 弁護士ハ司法機關ノ一ニシテ其性質公証人執達吏

等ト同一ナルカ故ニ登録願ヲ許スルハ司法大臣ノ権内ニ

属シ其処分ニ対シ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ許スヘキモノ

ニアラス依テ本条ヲ設ケサルヲ可トス

〔下札8〕

第十五条 本条ノ追加案ニ同意ナレ左ノ如ク修正スルヲ要

ス

本条ノ規定ハ特別法ニ依リ弁護士ノ特別裁判所ニ於テ訴訟代理ヲ為スコトヲ妨ケス

〔下札9〕

第三十三条 司法大臣ニ於テ弁護士会ノ行為ヲ無効トシ又ハ

禁止スルハ恰モ府県会町村会ノ議決ニシテ違法ナルモノヲ

取消ト同一ナレハ其処分ニ対シ行政訴訟ヲ許スヘキモノニ

アラス故ニ第二項ノ追加ヲ要セス

〔加註〕第三十三条 弁護士会ハ司法大臣ノ監督ヲ受クルモノナレハ

其行為ヲ無効ト為シ又ハ禁止シタル処分ニ対シ行政訴訟ヲ

許スヘキモノニアラス故ニ第二項ノ追加ヲ要セス

〔注記4〕明治二十四年十一月十九日

内閣総理大臣花押 (松方)

法制局長印

外務大臣 (榎本) 大蔵大臣 (樺山) 海軍大臣 (大木) 文部大臣花押 (後藤) 通商大臣花押 (品川) 陸軍大臣花押 (高島) 司法大臣 (田中) 農商務大臣花押 (陸奥)

別紙司法大臣請議弁護士法案ノ件ヲ審案スルニ右ハ第一期帝國議會ニ提出セラレタル同法案ニ多少ノ修正ヲ加ヘタルモノニシテ至当ノ法案ト思考ス

但弁護士ハ通常裁判所ノミニ於テ其職務ヲ行フモノニアラサ

レハ第一条中裁判所ノ上通常ノ二字ヲ刪リ又司法大臣弁護士

名簿ニ登録ヲ拒ミ又ハ弁護士会ノ行為ヲ無効トシ又ハ禁止シ

タル場合ニ於テ不服アルトキ行政訴訟ヲ許スコト条理ニ於テ

至当ナルノミナラス他ノ法律ニ比準シ相応トスルヲ以テ第十

三条ヲ新設シ第三十三条ニ朱書一項ヲ加ヘ懲戒ニ依リ除名セ

ラレタル弁護士ハ再ヒ弁護士タルヲ得ルヤ否ヲ明ニセンカ為

メニ第六条中更ニ朱書一項ヲ加フルヲ可トス又行政裁判所ノ

弁護士ハ同裁判所ノ認許シタル弁護士ニ限ルコトハ行政裁判

法第十四条ニ其規定アリト雖本法トノ關係少ク明瞭ヲ欠ク

所ナキニアラス又権限裁判所設置ノ上ハ是レ又弁護士ヲ要ス
ヘキヲ以テ第十五条中明文ヲ掲ケ之ヲ明白ニスルヲ要ス

仍テ朱書付箋ノ通修正閣議可決ノ上帝國議會ニ提出相成可然ト
認ム

回

司法大臣提出弁護士法案

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ帝國議會ノ議ニ付セラレンコトヲ請フ

明治二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣伯爵 松方正義 花押

弁護士法

第一章 弁護士ノ資格及職務

第一条 弁護士ハ当事者ノ委任ヲ受ケ又ハ裁判所ノ命令ニ従ヒ
通常裁判所ニ於テ法律ニ定メタル職務ヲ行フモノトス

第二条 弁護士ヲ分テ地方裁判所所属弁護士及大審院所属弁護
士トス

地方裁判所所属ノ弁護士ハ其人員ヲ定メス大審院所属ノ弁護
士ハ司法大臣其人員ヲ定ム

第三条 弁護士タラント欲スル者ハ左ノ条件ヲ具フルコトヲ要
ス

第一 日本国民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル男子タルコト
第二 弁護士試験規則ニ依リ二回ノ試験ニ及第シタルコト

第四条 弁護士試験ハ第一回ニ於テ学識ヲ試験シ第二回ニ於テ
実務ヲ試験ス

試験及実務修習ニ関スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五条 帝國大学法律科卒業生、旧東京大学法学部卒業生、司
法省旧法学校正則部卒業生及司法官試補タリシ者ニシテ弁護
士ト為ルニハ第一回ノ試験ヲ要セス

判事検事タル資格ヲ有スル者ハ試験ヲ要セスシテ弁護士タル
コトヲ得

第六条 左ニ掲クル者ハ弁護士タルコトヲ得ス

第一 重罪ヲ犯シタル者但シ国事犯ニシテ復権シタルトキハ
此限ニ在ラス

第二 定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタル者

第三 身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者又ハ破産
若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者

第七条 弁護士ノ職務ハ報酬アル公務又ハ商業ト兼ヌルコトヲ
得ス但シ帝國議會議員、府県会常置委員、官公私立学校ノ長
若クハ教員タルコト又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務ヲ取
扱フコトハ此限ニ在ラス

第二章 弁護士名簿

第八条 弁護士ノ職務ハ所属裁判所ノ弁護士名簿ニ氏名ヲ登録
シタル者ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第九条 弁護士ノ登録ヲ願フ所属裁判所ニ刑法第百十四条ノ親
族ニ当ル判事アルトキハ登録ヲ許サス

第十条 弁護士名簿ニ登録ヲ願フ者ハ其所属裁判所ノ検事局ヲ

經由シテ司法大臣ニ願書ヲ差出ス可シ

登録願書ニハ第三条乃至第七条ノ事項ニ関スル証明書ヲ添フ可シ

第十一条 大審院所属ノ弁護士ハ同院所属ノ弁護士ヲシテ地方

裁判所所属ノ弁護士中ヨリ補充スヘキ人員ニ倍スル候補者ヲ

選挙セシメ其候補者中ヨリ司法大臣之ヲ指定ス

選挙ニ関スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第十二条 登録願ノ許可ヲ得タル者ハ登録手数料トシテ金貳拾

円ヲ納ム可シ

他ノ裁判所ニ登録換ヲ為ストキハ手数料トシテ金拾円ヲ納ム可シ

第十三条 登録ニ関スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第三章 弁護士ノ権利及義務

第十四条 地方裁判所所属ノ弁護士ハ其所属ノ地方裁判所管内

及^(抹消)〔七〕管轄控訴院ニ於テ其職務ヲ行フモノトス但^(加筆)〔シ〕所屬地

方裁判所長ノ認可ヲ受ケタル事件ニ付テハ管轄控訴院管内ニ

限り職務ヲ行フコトヲ得

大審院所属ノ弁護士ハ大審院ニ於テ其職務ヲ行フモノトス但

シ大審院長ノ認可ヲ受ケタル事件ニ付テハ他ノ裁判所ニ於テ

職務ヲ行フコトヲ得

本条ノ規定ハ特別法ニ依リ弁護士ノ特別裁判所ニ於テ訴訟代

理ヲ為スコトヲ妨ケス

第十五条 弁護士ハ第一回試験及第者ヲシテ実務修習ノ為メ法

廷ニ於テ其職務ヲ補助セシムルコトヲ得

第十六条 地方裁判所ノ弁護士不足スル場合ニ於テハ其裁判所

ハ職權ヲ以テ又ハ申立ニ依リ近隣ノ地方裁判所所属ノ弁護士

ヲシテ職務ヲ行ハシメ又ハ其職務ヲ行フヲ許可スルコトヲ得

第十七条 弁護士ハ左ニ掲クル訴訟事件ニ付キ其職務ヲ行フコ

トヲ得ス

第一 弁護士ノ職ヲ瀆スニ至ルヘキ事件

第二 相手方ノ協議又ハ委任ヲ受ケタル事件

第三 判事検事奉職中取扱ヒタル事件

第四 仲裁人ト為リテ取扱ヒタル事件

第十八条 弁護士ハ訴訟利益ノ幾部ヲ受クヘキ契約ヲ為シ又ハ

係争權利ヲ買受クルコトヲ得ス

第十九条 弁護士ハ訴訟事件ノ委任ヲ承諾セサルトキハ速ニ其

旨ヲ委任者ニ通告ス可シ若シ通告ヲ怠リタルトキハ之カ為メ

生シタル損害ノ責ニ任ス

第二十条 弁護士ハ所属裁判所又ハ其管内区裁判所所在ノ地ニ

事務所ヲ定メ之ヲ所属裁判所ニ届出ツ可シ

一週日以上其事務所ヲ離ル、トキモ亦届出ツ可シ

第二十一条 弁護士ハ其職務上ヨリ生スル賠償及過料ニ充ツル

為メ弁護士会則ニ定ムル所ニ從ヒ^(抹消)〔二〕^(加筆)〔三〕百円以上ノ保証金

ヲ其弁護士会ニ預ク可シ

第四章 弁護士会

第二十二条 大審院所属ノ弁護士及各地方裁判所所属ノ弁護士

ハ各別ニ弁護士会ヲ設立ス可シ

第二十三条 大審院弁護士会ハ検事総長ノ監督ヲ受ケ地方裁判

所弁護士会ハ検事正ノ監督ヲ受ク

第二十四条 弁護士会ニ会長ヲ置ク又副会長ヲ置クコトヲ得

第二十五条 弁護士会ハ毎年定期総会ヲ開ク又臨時総会ヲ開クコトヲ得

第二十六条 弁護士会ハ便宜ニ依リ常議員ヲ置クコトヲ得但シ

會員三十人以上アル弁護士会ニ於テハ之ヲ置クコトヲ要ス

第二十七条 各弁護士会ハ其会則ヲ定メ監督検事ヲ經由シテ司

法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第二十八条 弁護士会則ニハ会長副会長ノ選挙及其職務、総

会、常議員会及其議事、保証金、謝金ニ関スル規程弁護士ノ

風紀ヲ保持スル規程其他会務ノ処理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ

第二十九条 会長、副会長及常議員選挙ノ結果、総会及常議員

会開会ノ日時場所及議題ハ弁護士会ヨリ之ヲ監督検事ニ届出

ツ可シ

第三十条 弁護士会ニ於テハ弁護士会則ノ制定改正実行其他弁

護士ニ関スル事項及司法大臣ヨリ諮問シタル事項ノ外議スル

コトヲ得ス

第三十一条 監督検事ハ何時ニテモ弁護士会ノ会場ニ臨席シ又

ハ会議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十二条 弁護士会ノ行為ニシテ法律命令及弁護士会則ニ違

フモノアルトキハ司法大臣ハ之ヲ無効トシ又ハ禁止スルコト

ヲ得

第五章 懲戒

第三十三条 弁護士ニシテ職務上ノ義務ニ違背シ又ハ信用ヲ失

フヘキ所為アルトキハ会長ハ常議員会又ハ総会ノ決議ニ依リ

懲戒ヲ求ムル為メ監督検事ニ申告ス可シ

検事正ハ会長ノ申告ニ依リ又ハ職権ヲ以テ懲戒訴追ヲ検事長

ニ請求ス可シ

第三十四条 地方裁判所弁護士会ノ會員ニ対スル懲戒事件ニ付

テハ管轄控訴院ニ於テ懲戒裁判所ヲ開キ大審院弁護士會員ニ

対スル懲戒事件ニ付テハ大審院ニ於テ懲戒裁判所ヲ開ク可シ

第三十五条 懲戒罰ハ左ノ四種トス

第一 譴責

第二 百円以下ノ過料但シ裁判確定ヨリ三十日内ニ納完セシ

ム若シ期限内ニ納完セサルトキハ之ヲ納完スルマテ当然其

職務ヲ停止ス

第三 一年以下ノ停職

第四 除名

第三十六条 懲戒処分ニ付テハ判事懲戒法ノ規則ヲ準用ス

附則

第三十七条 現在ノ代言人ハ本法施行三十日前ニ弁護士名簿ニ

登録ヲ願フトキハ試験ヲ要セスシテ弁護士タルコトヲ得

第三十八条 大審院所屬ノ弁護士ハ本法施行ノ際ニ限り大審院

總會ノ意見ヲ聴キ志願人中ヨリ司法大臣之ヲ指定ス

第三十九条 現在ノ代言人本法施行前ニ委任ヲ受ケタル事件ニ

付テハ其判決ニ至ルマテ所屬ニ拘ハラス職務ヲ行フコトヲ得

第四十条 本法ハ明治二十五年十月一日ヨリ施行ス

明治十三年司法省甲第一号布達代理人規則ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

弁護士法案理由書

裁判所構成法ニ依レハ判事又ハ檢事タラントスル者ハ第一回試験ニ及第シタル後実務ヲ修習シ第二回ノ試験ヲ經サルヘカラス(第五十八條第六十二條)又判事ニ任セラレテヨリ五年ヲ經ルニ非サレハ控訴院判事ニ補セラル、ヲ得ス(第六十九條)而シテ三年以上弁護士タル者ハ試験ヲ經スシテ判事又ハ檢事ニ任セラル、コトヲ得(第六十五條)五年以上弁護士ニシテ判事ニ任セラレタル者ハ直チニ控訴院判事ニ補セラル、コトヲ得(第六十九條)故ニ弁護士ト為ルノ資格ハ判事檢事ト為ルノ資格ト其權衡ヲ同シフスヘキノ必要ヲ生シタリ
現今代言免許ノ効力ハ一箇年ニ限り期滿チテ引続願ヲ為サ、ル者ハ其資格ヲ失ヒ更ニ試験ヲ經ルニ非サレハ業ヲ執ルヲ得ス(代理人規則第七條乃至第九條)斯ノ如ク試験及第ノ効力ヲ一箇年ニ限り隔々引続願ヲ為サ、ルトキハ忽チ代理人タルノ資格ヲ失ハシムルハ妥當ナラサルモノアリ
現制ニ依レハ代理人ハ自由ニ各裁判所ニ出入スルヲ得ルカ故ニ實際不更アルヲ免カレス例ハ東京代理人ノ如キ各地ヨリ依頼ヲ受ケ東西ニ旅行スルヲ常トシ又各地代理人ハ上告ノ為メ遠ク大審院ニ出頭スルノ風習ナルヲ以テ為メニ訴訟ノ延滞ヲ来タスコト少カラス是レ代行人職ノ範圍制限ナキノ由テ致ス所ナリ
以上現行代行人規則ノ不都合ナル一端ヲ拳ルニ止マル亦以テ其

改正ノ必要ヲ知ルニ足ルヘシ是レ此法案ヲ提出スルノ止ムヲ得サル所以ナリ

正誤

一 弁護士法案中

六頁初行「及ヒ」ノ「ヒ」ノ字ハ衍同ニ行目「但」ノ下ニ

「シ」ノ字ヲ脱ス

九頁三行目「二」ハ「弐」ノ誤植

右印刷物中誤謬有之候間此段為念及御通知候也

明治廿四年十二月二日

内閣書記官

貴兩院書記官御中

(下札10)

弁護士法案

(注記5)

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治廿四年十二月二日

内閣總理大臣伯爵 松方正義

司法大臣男爵 田中不二麿

弁護士法案

右領收候也

明治二十四年十二月二日

貴族院議長侯爵 蜂峰須賀茂詔

〔注記1〕

〔法制局ノ法ノ第三六号ノ十月廿九日〕

〔注記2〕

〔朝田〕

〔注記3〕

〔法制局〕〔第二部〕

〔注記4〕

〔司甲二三三〕

〔注記5〕

〔貴族院提出十二月二日〕〔司法通知〕

〔下札1〕

〔本法施行期限ハ明治廿五年十月一日ト定メタシ〕

〔下札2〕

〔説明書中尚一ニ修正ヲ加ヘ度箇処アリ附箋ヲ貼ス〕

〔下札3〕

〔而シテ三年以上弁護士タル者ハ試験ヲ經スシテ判事又ハ検事ニ

任セラル、コトヲ得（第六十五條）五年以上弁護士ニシテ判事ニ

任セラレタル者ハ直チニ控訴院判事ニ補セラル、コトヲ得（第六

十九條）故ニ弁護士ト為ルノ資格ハ判事検事ト為ルノ資格ト其權

衡ヲ同シフスヘキノ必要ヲ生シタリ〕

〔下札4〕

〔現制ニ依レハ一回ノ試験ニ及第シタル者ハ直チニ代言人ト為ル

コトヲ得レトモ本案ニ於テハ弁護士ト為ルニ付二回ノ試験即學術

ノ試験及実務修習ノ試験ヲ為スモノト定メタルハ判事検事ト為ル

ノ試験ニ準ジタルナリ——〕

〔下札5〕

〔司法大臣意見〕

〔下札6〕

〔特別裁判所ニ於テ訴訟代理ヲ為スハ変則ナリトスルモ本案ハ弁

護士タル者ノ法律上ノ定議ヲ与フルモノナレバ「通常」ノ二字ヲ

存スルトキハ行政裁判法第十四條ト抵触スルノ嫌アルノミナラス

本法第十五條特別裁判所ニ於ケル弁護士ノ規定ト前後不揃ノ憾ナ

キ能ハス尚ホ御熟考ヲ仰ク〕

〔下札7〕

〔第六條ノ追加ハ行政訴訟ヲ許ス上ハ他日ノ紛争ナキヲ保セサレ

バ之ヲ明記スルコト必要ナルニ似タリ〕

〔下札8〕

〔公証人及執達吏ハ官民ニ対シ法律上不能争ノ効力ヲ生スル權力

ヲ有シ且其人員ニ定員アリ全ク特許ノ性質ヲ帶フルモノナリ弁護

士登録願ノ許否ハ之ニ異ナリ大ニ普通營業ノ許否（即行政訴訟ノ

許アルモノ）ニ類スルモノアリテ僅ニ其資格ト其職務ノ場所ニ制

限アルノミ然ルニ今之ヲ以テ彼ト同一視行政訴訟ヲ拒ムハ事理穩

当トイフヲ得ヘキカ況ヤ現今ノ法律ハ行政ノ処分ニ依リ權利ヲ傷

害セラレタリトスル者ハ行政官ノ認定ニ委シタル者又ハ特種難許

ノ理由アルモノ、外ハ成ルヘク行政訴訟ヲ許スノ傾アルヤヤ今一

応ノ御熟考アランコトヲ乞フ〕

〔下札9〕

〔特別法〕ヲ改メテ「他ノ法律」ニ作リタシ〕

〔下札10〕

〔議會提出中解散ノ為書類結了ニ至ラス〕

〔明治廿四年公文雑纂 未
決議案 第二回帝國議會六
四十〕 2A. 13. ②235